

## 岡崎市不妊治療費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人工授精を受けた夫婦又は体外受精若しくは顕微授精以外の方法によっては妊娠の見込みがないか若しくは極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を補助することにより、経済的な負担の軽減を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「一般不妊治療」とは、不妊症の治療法のうち、別表1に定める人工授精に係る(以下「人工授精」という。)治療をいう。ただし、次項の特定不妊治療を除くものとする。

2 この要綱において「特定不妊治療」とは、不妊症の治療法のうち、体外受精及び顕微授精をいう。

3 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

4 この要綱において「本人負担額」とは、一般不妊治療、特定不妊治療について、医療保険各法の適用とはならない医療の提供を受けた者が負担すべき額とする。

ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除くものとする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、法律上の婚姻をしている夫婦で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 夫又は妻のいずれか一方が申請時において岡崎市に住所を有する者であること。  
ただし、一般不妊治療費については、岡崎市での在住期間中に行った治療であること。
- (2) 一般不妊治療費については、第6条に規定する医療機関の医師に不妊症と診断され、当該医療機関において人工授精の治療を受けた妻の年齢が43歳未満の夫婦とする。なお、妻の年齢は人工授精の治療開始時点の年齢をいう。ただし、平成28年3月31日までに人工授精の治療を開始した夫婦のうち、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合であっても、その治療に係る補助期間(2年間)が終了するまでは、本事業の対象とする。
- (3) 特定不妊治療費については、第6条の規定により指定された医療機関の医師に特定不妊治療以外の方法によっては妊娠の見込みがないか若しくは極めて少ないと診断され、当該医療機関において特定不妊治療を受けた妻の年齢が43歳未満の夫婦とする。なお、妻の年齢は当該補助に係る治療期間の初日における妻の年齢をいう。

### (支給要件)

第4条 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの間の申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、それぞれ児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条の規定を準用する。

(補助対象となる治療行為)

第5条 補助の対象となる治療行為は、次条の規定により指定された医療機関等で実施された人工授精(AID(夫以外の第三者からの精子による人工授精)も含む。)、体外受精及び顕微授精とする。

人工授精に係る治療の範囲については、別表1の1から8までのいずれかにあてはまるものとする。ただし、結果として人工授精を行わず、治療を中止した場合は補助の対象としない。

体外受精及び顕微授精については、別表2のAからFまでのいずれかにあてはまるものとする。ただし、卵胞が発育しない、又は排卵終了のため治療を中止した場合や、採卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合等、採卵に至らず治療を中止した場合は補助の対象としない。また、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(以下「男性不妊治療」という。)を行った場合も補助の対象とする。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、当該治療のみで補助の対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める行為は、補助の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子若しくは胚の提供による特定不妊治療又は夫婦以外の第三者からの卵子若しくは胚の提供による一般不妊治療
- (2) 代理母(妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入し、第三者が妻の代わりに妊娠出産するもの)
- (3) 借り腹(夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫婦の精子と卵子を体外授精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入し、第三者が妻の代わりに妊娠出産するもの)

(医療機関の指定)

第6条 市長は、特定不妊治療の指定医療機関として、母子保健医療対策等総合支援事業の実施要綱(以下「国の要綱」という。)に基づき、かつ、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関を指定するものとする。

2 国の要綱に基づき、都道府県知事並びに政令指定都市及び中核市(岡崎市を除く。)の市長が特定不妊治療を実施するに相当と認めた医療機関は、市長が指定したものとみなす。

3 一般不妊治療については国内の産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関又は特定不妊治療の指定医療機関とする。

(補助金の額及び補助期間)

第7条 一般不妊治療費補助金の額及び補助期間については、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、前条に規定する医療機関で受けた治療について、1年度につき、当該医療機関及び医療機関からの処方により院外処方を受けた薬局等に対し、本人負担額として支払った金額の合計に2分の1を乗じて得た金額と4万5千円のいずれか少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 前号の補助金の額について、医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、一般不妊治療に関する任意の給付(付加給付)が行われる場合は、その額を

本人負担額から控除するものとする。

- (3) 補助期間は、補助を開始した診療日の属する月（以下「補助開始月」という。）から継続する2年間までとする。ただし、次のア又はイに該当する場合は、その期間の延長又は再設置するものとする。

ア 医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合、当該中断期間中のうち補助のなかった月数以内で、補助期間を延長するものとする。

イ 一般不妊治療費補助金の交付を受けた夫婦が交付対象となった治療にて挙児を得て、その後さらに次の挙児を得るために一般不妊治療を行う場合、補助期間はそこから再び2年間設置するものとする。

- (4) 第1号の一般不妊治療における年度は、3月から翌年2月までの診療分の1年間とする。ただし、補助開始月が年度途中となった場合で、第1年度目の補助期間が12か月未満でかつ助成額が4万5千円未満の場合は、第3年度目の治療について、第1年度目の12か月に満たなかった残りの月数以内で、4万5千円に満たなかった額を上限に補助することができるものとする。

- (5) 愛知県一般不妊治療費助成事業実施要綱に基づき愛知県内の他市町村が行った一般不妊治療費補助金の補助期間については、この要綱に基づく補助金の交付を受けたものとみなし、第3号の規定による補助年度に含めることとする。

## 2 特定不妊治療費補助金の額並びに補助期間及び回数については、次のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、前条の規定により指定された医療機関で受けた治療について、1回の治療につき本人負担額として支払った額の合計と、別表2のA、B、D又はEに掲げる治療内容等にあつては15万円、別表2のC又はFに掲げる治療内容等にあつては7万5千円とのいずれか少ない方の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (2) (1)のうち初回の治療に限り本人負担額として支払った額の合計と30万円とのいずれか少ない方の額とする。ただし、別表2のC、Fに掲げる治療内容を除くものとする。また、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 特定不妊治療のうち男性不妊治療を行った場合は、(1)及び(2)のほか、1回の治療につき本人負担額として支払った額の合計と15万円とのいずれか少ない方の額を助成する。ただし、別表2のCに掲げる治療内容を除くものとする。また、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (4) 補助回数は、初回申請時の治療期間初日における妻の年齢が40歳未満であるときは43歳になるまでに通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回までとする。

- (5) 第1号及び第3号の特定不妊治療における「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行つた体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。

- (6) 国の要綱に基づく特定不妊治療費補助金の交付を都道府県、政令指定都市及び他の中核市において受けた場合については、この要綱に基づく補助金の交付を受けたものとみなし、第4号の規定による補助回数に含めることとする。

- (7) 年度区分は、治療の終了した日の属する年度を基準とする。

( 交付申請兼実績報告 )

第8条 一般不妊治療費補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第2号の1による岡崎市一般不妊治療費助成事業受診等証明書
- (2) 申請しようとする治療に係る領収書等
- (3) 夫及び妻の所得額を証明する書類
- (4) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- (5) 住所を証明する書類

ただし、(3)、(4)及び(5)の書類については、申請者の同意を得て公簿による確認が可能な場合は、省略できるものとする。また、同時に複数回分の補助を申請する場合は、(3)、(4)及び(5)の書類について、写しの添付を認めるものとする。

2 特定不妊治療費補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第2号の2による岡崎市特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- (2) 申請しようとする治療に係る領収書等
- (3) 夫及び妻の所得額を証明する書類
- (4) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- (5) 住所を証明する書類

ただし、(3)、(4)及び(5)の書類については、申請者の同意を得て公簿による確認が可能な場合は、省略できるものとする。また、同時に複数回分の補助を申請する場合は、(3)、(4)及び(5)の書類について、写しの添付を認めるものとする。

3 第1項の申請兼実績報告は、市内に在住期間中に行った治療について、原則として、3月から翌年2月までの診療分について、4月から翌年3月までの間に行うものとする。

4 第2項の申請兼実績報告は原則として、1回の治療ごとに、様式第2号の2による特定不妊治療費助成事業受診等証明書に記載された治療期間の末日の属する年度内に行うものとする。

ただし、治療終了日が3月1日から3月末日までの間にある場合は、4月末日までの間に行うものとし、市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

( 交付決定等 )

第9条 市長は、前条の規定により交付申請兼実績報告書を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、様式第3号、第4号による岡崎市不妊治療費補助金交付決定兼額の確定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとき、様式第5号、第6号による岡崎市不妊治療費補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

( 補助金の返還 )

第10条 申請者が偽りその他の不正行為により補助金の交付を受けたときは、前条第1項の規定による交付決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

( 台帳の整備 )

第11条 市長は、第8条による申請があったときは、不妊治療費補助事業台帳を作成し、整備しておくものとする。

( 予算 )

第12条 補助金の交付については、予算の範囲内において行うこととする。

( 規則との関係 )

第13条 補助金の交付に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

( その他 )

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月2日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表1

一般不妊治療の補助の対象となる治療の範囲（人工授精を行ったことが前提）	
1	事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及び男性の感染症管理として行う検査（HBS抗原、HCV抗体、梅毒、HIV抗体など）の費用
2	採精（事前採取も含む。）費用
3	精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。）
4	精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
5	排卵日を特定するための検査費用（エコー検査）
6	排卵誘発のためのHCG注射等
7	精子を子宮内に注入するために要する費用
8	人工授精後、感染予防のため、服用する抗生剤等

別表2

区分	治療内容等
A	新鮮胚移植を実施
B	凍結胚移植を実施(受精卵をいったん凍結し、母体の調整後胚移植)
C	以前凍結した胚を解凍して胚移植を実施
D	(採卵後)体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
E	受精できず(採卵し受精させたが、胚の分割停止等により中止)
F	採卵したが状態の良い卵が得られない等により中止

採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も含む